

堺市博物館報

第 11 号

平成 4 年 3 月

研究紀要

- 堺市浜寺昭和町出土の銅鐸について(続)……………立石 菜穂(2)
- 旭照寺蔵阿弥陀如来立像と「旭照寺記録」
—浄土真宗寺院成立の一具体例として—……………張 洋一(8)
- 堺市博物館所蔵「月次風俗諸職図屏風」について……………井溪 明(27)
- 堺史研究のあゆみ……………吉田 豊(36)
- 研究紀要一覧(Ⅰ～Ⅹ掲載論考)……………(59)

事業報告(平成2年度)

- 展 示……………(62)
- 普 及……………(81)
- 資 料……………(83)
- 観覧者数……………(84)
- 開催展覧会一覧(昭和55～平成元年度)……………(86)

堺 市 博 物 館

旭照寺蔵阿弥陀如来立像と

「旭照寺記録」

張 洋一

―浄土真宗寺院成立の一具体例として―

序

大野山旭照寺は、堺市西野に所在する浄土真宗本願寺派の寺院である。旭照寺について『大阪府全志』は「字坂の上であり、大野山と號し、真宗西本願寺末にて阿弥陀仏を本仏とす。由緒は詳ならず」と、大方の浄土真宗寺院の記述に見られるごとく、所在地、山号、宗派を述べるが、その沿革については「詳ならず」としている。

しかしながら当寺には『旭照寺記録』(冊子本一冊)(以下『記録』と略す)が残っている。その内容は旭照寺の創建事情や寺号・木仏等が本山から下付されるまでの経過を詳細に記述し、当寺の沿革を知る上で不可欠な資料といえる。多くの真宗寺院がその沿革に関して明確な資料を持たない状況のなかで、『記録』は真宗寺院成立過程の一具体例を示すものとして看過できない資料と思われる。

先に筆者は本願寺本山史料を用いて浄土真宗末寺に於ける本尊の下付形態について若干の考察を行った。²⁾『記録』にみえる木仏下付の経緯に関する記述は、この論考と表裏をなすものである。

『記録』の大半は既に『登美丘町史』³⁾に公刊されているが、解説や分析は付されておらず、その後もこの資料にかかる考察はなされていない。

そこで、小稿では近時おこなった旭照寺阿弥陀如来立像の調査データに基づき、そこに記された銘記について検討しながら、旭照寺の沿革

を紹介するものである。更に末寺側からみた寺号・木仏等の下付の具体的状況についても検証してみたい。

一、阿弥陀如来立像について

本尊阿弥陀如来立像は内陣奥中央の宮殿内に安置されている。向かって右の宮殿には親鸞聖人画像、上宮太子画像が、左側には法如上人画像・浄土七祖画像が各々懸けられている。阿弥陀如来像(図1)は像高五九・六センチ(二尺九寸)、髪際高五四・六センチを計る立像である。

形状は、肉髻珠、白毫相(共に水晶製)、耳朶は貫通し、衲衣、偏衫、裙をつける。右臂は屈して第一・二指を捻じ、その他の指は軽く曲げ、左手は軽く垂下して第一・二指を捻じて来迎印を結ぶ、通形の阿弥陀如来像で蓮華座の上やや前傾気味に立つ。

構造はヒノキ材の寄木造で玉眼を嵌入する。頭部は耳後で前後短きとし、差し首とする。髀部も前後二材短きで、両肩以下を短き短き、両手首を差し込み、更に両足先を短く。右手前膊に懸かる衣の内外側は各々別材を短き付ける。両足柄は本髀と共木である。像底部には黒漆を塗る。保存状態はほぼ良好である。

表面の仕上げは頭部が黒色彩(もと群青彩か)で、表面は肉身部が金泥、衣部に漆箔を施すが、衣部の漆箔は二層に塗られている。上層の新しい漆箔はほぼ髀部全体に押されるが、背面腰以下の部分は古い漆箔のままである。後述する髀部背面墨書銘は古い漆箔の上に書かれている。(図2)

像表面及び足柄には以下の銘記が確認できる。

髀部背面墨書銘(図3)

「河内国丹南郡西野新田

旭照寺 惠琳」



図1 旭照寺阿弥陀如来立像



図2 同背面



図4 右足柄

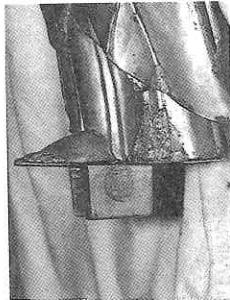


図5 左足柄



図3 髀部背面銘

本像は、高い肉髻をもち、髮際線はほぼ水平に伸びる。面部は丸みを帯び、小ぶりの造形を示す。胸は抑揚のない彫り口で彫出され、逆に腹部はでっぷりと膨らみをもって表される。左肩からの衲衣の端はやや繁雑に表され、逆に腹部以下の衣文は、まともに表現されている。また、背面の衣文は腰以下については、よく整理されているが、上面については杓子状に造形されており、右腋下にたくしこまれる衲衣の端は厚く彫出されている。全体の表現は安阿弥様を踏襲しながらまともまっているが、全体に生硬さが見られ、江戸時代彫刻の特色をよく示しているといえる。

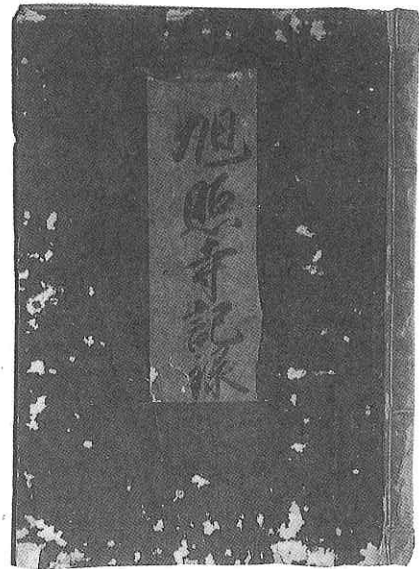


図6 旭照寺記録

縁起の制作意図もここにあることが窺われる。後半部の考察については次章で述べることにして、まず縁起前半部からみていきたい。

二、『旭照寺記録』

『旭照寺記録』(図6)は、縦二二・六センチ、横三一・六センチの冊子本で、美濃紙二二丁からなる。同書は縁起、「覚」、「御本証文之写」の三部に分かれる。

縁起は、序文と本文に分かれ、序文の末尾に「釈慧琳識」とある。ことから筆者は当時の住僧であった恵琳と判明する。成立年代は、本文中に記載される最後の年紀が寛政六年(一七九四)であり、恵琳の示寂が寺の墓碑銘によると寛政一二年(一八〇〇)九月一日であるため、寛政六年(一七九四)の間に作成されたと考えられる。

本文は更に内容から二部に分かれる。前半部は旭照寺の創建にかかわる事由を述べ、次に恵琳の経歴と彼が入寺するまでの経過について述べている。後半部は旭照寺が寺号木仏及び祖師画像等を下付される間の事情について記載している。後半部の内容が本文のほぼ半分を占め、

まず縁起は、西野新田の開発から説く。元禄一六年(一七〇三)野田村の名主井上吉左衛門が公儀より新田開発を許可され、百十余石の新田として西野新田を開発した。彼は別家を立て、独立し、名も井上吉右衛門に改めた。野田村からは忠兵衛や喜右衛門らも移住し、新田開発に従事していた。その後享保年間(一七二六)に石川郡山中田村(現在の富田林市中田^{やまうち})。カッコ内は現在地名、以下同)専修寺(現泉龍寺)の僧旭照が当地に移り、草庵と四、五反の田地を所有していた。彼は摂州住吉郡堀村(大阪市住吉区長居東)住人松井平右衛門の子孫といわれる。旭照は享保一十九年(一七三四)五月一六日に病死し、そのために彼の田地は井上吉右衛門の末孫である井上専助が

預かり、引き続き耕作を行っていた。その後この田地からの収益が積み重なったので、宝暦一〇年(一七六〇)専助は僧旭照の追善のため「百姓立会所」として当地に一字を建立し、本尊を奉り、当国当郡菅生村安養寺(美原町菅生)の吟誦を寺僧として招き入れた。これが旭照寺の起源である。しかし、吟誦もまた四、五年の後に病死したために、越中国礪波郡放寺村(富山県礪波郡放寺)光嚴寺諦順が入住した。その後、明和四年(一七六七)に諦順が同国河内村(河南町上河内)に転居したため、その後住として恵琳が入寺した。

さてここで注目すべきことは、序文に「河州丹南郡西野新田旭照寺八元里民の会所なりしに」とあるように旭照寺は「里民の会所」から成立したとされる点である。

現在、旭照寺には本堂再建の折、見出された棟札(図7)(六〇・〇センチ×一三・四センチ、二枚一組)が残っており、そこには、「西野新田會所御棟札」の頭書と宝暦八年(一七五八)の年紀がみえ、更に「當村庄屋専助」を初めとする庄屋等の氏名が記されている。このことから、宝暦八年に井上専助らを中心となって旭照寺の前身として「西野新田會所」を創建し、同一〇年に吟誦を招き入れたことが窺え、縁起の記述と符合する。寺僧吟誦の出身元である菅生村安養寺は浄土真宗本願寺派の寺院であるため、「西野新田會所」は当初より浄土真宗



図7 棟札

本願寺派に属していたことが推測できる。一般に浄土真宗寺院は名号、絵像を記した軸を掛けてその前で在家の人々が集まって法義を聴聞する場、道場から発展成立したものが多く、にも拘らず、「西野新田會所」と称したのはなぜであろうか。

西野新田は、開発された元禄一六年(一七〇三)当時は幕領(代官地)であり、その後、元文二年(一七三七)頃からは旗本水野但馬守所領となった。

当時、幕府はたびたび新寺建立禁止令を發布し、新規寺院の建立を禁止し、また各藩でもこの意向を受けて新寺建立禁止の条目を設けていた。西野新田の親村にあたる北野田村は、丹南藩が支配していたが、元禄二年(一六八九)に出した丹南藩の条目の中にも、

一、從 公議、兼而被 仰出候通、村々に有之寺社、古より有来候外、新規之寺社建立申間敷候(中略)

一、在家をかり、仏壇をかまへ聴衆を集、致法談候事、前々より御停止之事候、縦道場に指置出家にても遂吟味可差置(後略)

とあって丹南藩の領地内では新規寺院建立及び在家での集會を堅く禁じていた。「西野新田會所」と称して一字を建立したのは、これらの政策や条目に配慮したためであったと考えられる。

しかしながら、僧旭照追善という願意、本尊(恐らく絵像か名号であったと思われるが)の安置、更に寺僧吟誦の止住といったことから「西野新田會所」は、「里民の会所」といえども百姓が単に寄合う会所ではなく、実質的には惣道場と同様の性格をもつ施設であったことが考えられる。

更に本願寺本山側では、井上専助のような俗人の道場主を「毛坊主」と称していた。更に毛坊主にも二種類あって『本願寺通記』には次のように規定されている。

大地之毛坊主ハ伴僧を抱置、寺役檀用を為勤、自身ハ相勤不申、若旦那ヨリ齋・非時或ハ葬式等招待申候へ者、自身ハ麻上下着用仕、下座ニ差控、法用ハくだ伴僧へ為勤候事。(中略)

小地之毛坊主ハ伴僧難抱、朝夕仏前之勤ハ自身読経仕、耕作・商等を勤、齋・非時・葬礼有之節ハ近所之僧を雇ひ来、法用為勤候事。

つまり法要が独自に行えるか否かで区分され、「大地之毛坊主」は僧侶を抱え、朝夕のお勤めは僧侶が行い、齋や非時、葬式等の場合は道場主が同席するものとされる。この区分からすれば、願主井上專助は「大地之毛坊主」であったといえる。

以上のことをまとめると宝暦一〇年に井上專助は僧旭照の追善のため「百姓立会所」として当地に一字を建立した。これが、旭照寺の起源である。しかし、この堂宇は「西野新田会所」と称しながらも本尊が安置され、寺僧が止住していることから浄土真宗の惣道場の要件を具備したものであると考えられる。

(2) 恵琳の経歴

次に縁起は筆者である恵琳の経歴について述べている。

縁起によると彼はもと越中国礪波郡河崎村(富山県西砺波郡西野尻)高参寺の僧であったが、宝暦十一年(一七六一)本願寺本山にて行われた祖師五百年忌の法要に参加するために上京した。法要の後、彼の親類筋にあたる河内国高安郡神立村(八尾市神立)円教寺を訪れ、暫く留守居として逗留した。その後、四条(東大阪市四条町)安養寺、摂津芝生(高槻市芝生町)光養寺と次々に赴任していった。

宝暦十三年(一七六三)二月、西野新田会所住持諦順が祖師親鸞の旧跡を巡礼するため関東に下向しようとして企て、その留守居を円教寺を通じて恵琳に依頼した。これを受けて恵琳はこの年二月から西野新田

会所に赴き、法要を勤めた。その際、村の同行衆(門徒)から「もし諦順が転居した際は必ず予(恵琳)をその後任として招聘したい」と依頼され、「堅く約束」したのである。九月になり、諦順は帰寺し、恵琳は容木村(八尾市八尾木)善立寺に移った後、大道(現在地名不明)浄光寺、龍田(奈良県生駒郡斑鳩町竜田)東光寺の仲介で宝暦十三年(一七六三)一月に和州広瀬郡大場村(奈良県北葛城郡広陵町大場)法興寺に赴任した。

その後明和四年(一七六七)に諦順が河内村法林寺へ転居したため、先年の約束通り、西野新田会所同行衆が喜右衛門を使者として広瀬郡大場村法興寺へ遣わした。しかし大場村法興寺の同行衆がこれを許さず、喜右衛門も空しく帰村したが、西野新田の同行衆が先年の約束もあり、ぜひ後住にと再度請い、前任諦順自らも大場村へ足を運び懇願したため、大場村法興寺の同行衆もやむなく承諾した。八月二三日、法興寺同行衆は国府(藤井寺市国府)まで恵琳を見送り、西野新田の同行衆の喜右衛門、清兵衛、重兵衛がそこまで出迎え、恵琳は西野新田会所に入住したのである。

三、寺号と五尊の安置

(1) 寺号下付の経緯

寺号下付については寛政二年(一七九〇)に井上專助が中心となって願書を作成し当地の地頭水野河内守の家老岡田幸之丞に「御添翰」を依頼、二月一日に恵琳は忠兵衛、六兵衛を伴い上京し、本山へ願書と御添翰を提出した。本山の絵表、木村宗兵衛が取り次ぎ、月番の嶋田大和守へ渡った。「御添翰」の効果もあって首尾よく許可され、しかも通常必要な寺号に対する御礼金は不要となったため、寄付金として白銀二枚を献上し、「旭照寺」の寺号を頂き、帰寺した。

ここで注目されるのは、寺号下付の願書と併せて、地頭からの添状が添えられていることである。

寺号の下付については、慶安年中に本山から末寺に宛てた良如の消息の中に、新寺の認可に関する次の一文がある。

第六 寺号望方、同行百余人ナキ物ニハ可為停止。其上ニテモ所ノ坊主衆ノ付状を取、罷上リ奉望ヘキ事。

(諸国坊主衆へノ別制ノ掟条)

これによると寺号下付の際の条件として、①百名以上の同行者がある事。②所の坊主衆の同意を得る事の二点が掲げられている。

通常、幕府の本末制度による末寺帳の作成に伴い、末寺は必ず本山―本寺―末寺―孫末寺という上下関係に組み込まれていた。従って、末端である惣道場が寺院として成立する際には、上位の寺の添状、つまり、「所ノ坊主衆ノ付状」を付して本山に申請する手続きが必要であった。しかし、旭照寺は前章でみたように創建が「会所」から成立した「毛坊主道場」であるため、一般に見られるような上寺は存在せず、手続き上は、看坊(住持、この場合は恵琳)の出身寺院や「触頭」(寺社奉行からの命令を配下寺院に傳達する寺院、この場合は堺御坊)がこれを代行していた。従って本願寺本山―堺御坊―旭照寺という単純な関係であることが推測できる。

このことは阿弥陀如来立像の背面墨書銘からも推測できる。通常、背面の墨書銘には末寺(惣道場)の所属関係と所在地を記入したものが多く、本像の場合、所在地と慧琳の名をとどめるのみで、所属関係について記載されていない。これは旭照寺の直接の上寺は触頭の堺御坊であり、本山との関わりも単純であったためその所在地、願主名のみを記入したものであると思われる。

本山ではこのような「毛坊主」道場の場合、以下の規定によって処

理していた。

右無寺号之毛坊主、本山へ寺号を相願候へ者被免候。其時住持ヨリ所之地頭へ相届候へ者(後略)

「無寺号之毛坊主」が本山へ寺号を望む場合、その住持より「所之地頭」へ届け出る必要があった。つまり、所之地頭の添状が、「所ノ坊主衆ノ付状」の代用として通用していたものと考えられる。そのため、寺号下付の願書と併せて、水野河内守の家老岡田幸之丞に「御添翰」を依頼し、これを持参したものであろう。

寺号下付の願書は前述のごとく本山内で本山の絵表、木村宗兵衛が取り次ぎ、月番の嶋田大和守へ渡った。その後「御添翰」の効果もあって首尾よく許可されたが、願書は本山内でのような経緯を辿って許可されるのであろうか。「本願寺通記」に以下の記述がある。

右相願候節、願人上京ニ而相願度旨、絵表江申込候へハ、其もの方ニ而願書相認、願人者絵表与同道ニ而興正寺坊官家老之内へ罷出、右願書差出置、直ニ御本山御月番之寄中へ罷出、今般右願候ニ付、願書ハ上寺へ差出置、宜奉願旨御届申入罷帰候へ者、其後興正寺坊官家老之内、掛り之者、家来を以右願書ニ興正寺中入を相添、月番宅へ差出候へ者預り置、右願書上包ニ掛り之名前相記、御納戸へ小奏者持参差出候へ者、則御納戸ヨリ及披露、御聞濟之上、其段御納戸ヨリ懸り年寄中へ相達し候へ者、右宅へ興家掛り役人家来を招呼、御免之段申渡候へ者、

右の記述は興正寺門徒の場合で、しかも上寺から提出する場合についての本山側の指示であるが、通常の寺号下付の経緯についてもある程度判明する。図示すると寺号の願書は本山内で左記のような経路を辿って下付される。

願主↓絵表↓(興正寺坊官家老之内)↓御本山御月番之寄中↓御納

戸奉行↓門主↓懸り年寄中↓(興家掛り役人家来)↓願主

*注 () 内は興正寺門徒の場合

ここで注目されるのは「月番宅へ差出」した願書はその「上包」に「掛り之名前相記」されることである。これによって旭照寺の場合、取次月番は嶋田大和守であることが判明する。また寺号下付の直接の窓口は絵表であり、更に願人は絵表と同道して興正寺坊官家老若しくは本山月番之寄中へ罷り出ることからも、願主にとって絵表木村宗兵衛の氏名は記憶に残るものと考えられるのであり、縁起に彼等の氏名が記されるのは当然のことといえよう。

寺号の命名については

(前略) 且寺号ハ御門主思召を以、何寺と寺号被為与、又願人ヨリ何寺と望之寺号相願之時、差支無之候へ者願之通御免。

とあって、寺号の命名については門主が任意に決める場合と、願主が寺号を申請し門主がそれを承認する場合とがあった。旭照寺の場合、寺の創建事情から見て後者を採用したものと思われる。

以上、寺号下付の手續きに関する縁起の記述を主に『本願寺通記』を見ながら細部にわたり確認してきた。旭照寺の場合も「毛坊主」道場という事情はあるものの、寺号下付については一般の寺院が行う手續きと同様に願書の他に添状が必要であり、本山内でも複数の手を介して下付されることが判明した。以上の手續きを経て惣道場は初めて浄土真宗末寺として成立するのである。

(2) 木仏安置について

① 本尊阿弥陀如来立像の安置

本尊阿弥陀如来立像は、「当国菅生御坊御宝蔵ニ久敷御納り」とあるように元来菅生御坊御宝蔵に収められていたもので、天明三年(一七八三)四月五日に御坊御留守番役の浄念寺々僧が当地を巡察した折に

彼の像をここに安置するようにいわれ、さっそく惠琳と仁兵衛と藤兵衛が引取りに行き、旭照寺に安置した。

「当国菅生御坊」とは現在のところ不詳である。浄土真宗では本山直轄の寺院を「御坊」または「別院」とも称していた。しかし、美原町菅生には該当する寺院は存在しない。旭照寺現住職は菅生神社の神宮寺である高松山金剛院天門寺ではないかとされるが、天門寺が「菅生御坊」と称されていたどうかについては文献上確認できていない。

さて、このたび木仏下付の願書が聞き届けられたため、木仏を本山で見聞する必要が生じた。この部分を掲げる(図8)。

(前略) 依而此度木仏願御聞届有之候ニ付右御木像御供仕御本山江聞上仏師渡邊康雲相改 御門跡様御試檢之上相違無之候条當寺ニ安置可仕旨被仰出、則御殿ニおゐて渡邊康雲御下駄ニ焼印を被押候而當寺江御免被成下候、依之御木仏御供仕三月二日歸寺仕奉安置難有遂拜礼候、翌三日先内移徒相動申候、



図8 旭照寺記録(部分)

要約すると以下の通りになる。木仏願書が受理されたため、木仏を本山へ召し出し、仏師渡邊康雲によって仏像が「相改」められ、更に「御門跡様御試檢」を受けた。これらの検分を経て相違なかったので、安置してよいとの許可が下りた。そこで御殿にて「渡邊康雲御下駄」に焼印を押して三月二日に下付され、「移徒」供養を行って安置した。

この対応は、本山史料の記述からも確認できる。

右木仏尊像或いはまた不蒙御免前々ヨリ其寺ニ至安置拜り来り候古仏ニ御札(礼)願之節ハ右古仏を入御覽差出ス 御定法ニ相違無之候は、御免礼金並ニ取扱方右同様ナリ。(中略) 尤古仏仮箱ニ入上ル、御覽相済次第下ル、夫ヨリ康雲江渡候へハ新調之箱ニ入差出ス。例之通書付箱ニ致し上ルナリ。

(申物諸願取扱方之記)

(前略) 尤自身致尊崇来り候有縁之仏像、御定ニ障り不申時者其儘依用、若御定ニ違ひ候時ハ改直し依用御免。

(本願寺通記)

別稿で述べた通り、渡邊康雲は江戸時代を通じて代々本願寺本山仏師職に就いていた仏師である。彼は主に末寺に下付される阿弥陀如来立像を製作していたが、右の記事からもわかるように惣道場等に以前から安置されていた仏像が本願寺本山で定めた形制に適合しているかどうかを吟味鑑定し、更に適合していなければ仏像を改造改作することも行っていた。

旭照寺像の場合もこの手續きに從って、木仏を本山へ提出し、「相改」とあるように渡邊康雲によって吟味鑑定を受けたものと思われる。右足柄外側に認められる「康雲拜見」の墨書銘は木仏の吟味鑑定及び改作を示しているものと考えられる。

ただし、表面の観察から見る限り、明確な改作部分は認められず、

主に前章で述べた像表面の漆箔を塗り直した程度にとどまったものと考えられる。『記録』後半部の「覺」には

一、後御衣紋箔置料 銀 拾匁
と記載され、この推測を裏付ける。

その後、本山でも木仏に対する吟味鑑定が行われ、「御門跡様御試檢之上相違無」だったので、その確認印ともいうべき焼印を「渡邊康雲御下駄」に押し下付された。「渡邊康雲御下駄」とは渡邊康雲改作の阿弥陀如来立像の脚部と足柄の部分の部分を称したものと思われ、左足柄にみえる「誠」の極印はこの焼印に該当するものと思われる。

② 木仏安置にかかる費用

さて次にこれら寺号及び木仏安置にかかる費用についてみてみたい。「覺」には、寺院成立に於ける収支報告が掲載されている。寺号及び木仏安置に伴う品目と費用を抜粋すると以下の通りである。

- 一、木仏御札 金 五兩貳歩
- 一、寺号御札 金 五兩貳歩
- 一、御届(之)銀 貳百四拾匁匁
- 一、極印所 銀 貳百四拾匁匁
- 一、古仏改料 銀 五拾九匁
- 一、貳重 御箱料 銀 貳拾匁匁
- 一、後御衣紋箔置料 銀 拾匁

内容について項目別に見ていきたい。通常、木仏・寺号の下付については、木仏と寺号を個々に下付される場合と木仏・寺号を一括して下付される場合の二種類がある。『本願寺通記』によると個々に受けた場合は、

木仏御礼金五両貳歩
銀二四一匁、

附届七三匁五分

寺号御礼金五両貳歩
銀二一匁八分五厘 附届一〇一匁七分

計 六二八匁五厘
となる。銀換算では若干の差があるが、金換算では寺号御礼と木仏御礼が同額であることが確認される。この金額からみれば、寺号下付と木仏安置が未寺成立の際のもっとも重要な条件であったものと思われる。更に木仏安置の御礼銀は、旧来の仏像を転用した場合でも新規製作の場合と同額であることが注目される。

足柄の極印については二匁五分が必要とされるほか、古仏改料として五九匁が計上されている。これはこの後に「後御衣紋箔置料、銀拾匁」とある事から、古仏改料とは古仏の吟味鑑定料であると解される。旭照寺像に関わる直接の経費はこの古仏改料と後御衣紋箔置料を合わせて銀六九匁で済んでいる。

最後に二重箱についてであるが、これについては前述の

尤古仏仮箱二入上ル、御覽相済次第下ル、夫ヨリ康雲江渡候へハ新調之箱二入差出ス。例之通書付箱二致し上ルナリ。
にみられる「新調之箱」に該当するものであろう。

仏像を新規製作にする場合においても

(前略) 木仏彫刻寺之法之通出来之上、新調二重箱二納め、御礼銀相済興正寺役人掛り之方へ願入、絵表同道二而差出候へ者、則、興正寺役人家来を以右之木仏礼金包とも月番江相納候へ者、則、右木仏之箱二書附いたし御礼銀共御納戸へ相納、(後略)

(本願寺通記 上来之通諸願御免左之通)

とあるように、製作された仏像は、新調の二重の箱に収められて、本

山での検分に供されていた。従って古仏を鑑定吟味する場合も二重箱に納められていたものと推測できる。旭照寺に於いては阿弥陀如来像を納入した箱は現存しないが、近年、各地の仏像彫刻悉皆調査の進展に伴い幾つかの市町村で確認されている。その一例として大阪府高石市綾園にある善称寺所蔵の阿弥陀如来像納入箱をみてみたい。箱蓋表には以下の墨書銘が認められる。

源光寺門徒和泉国大鳥郡

綾井ならびに大園村

木仏尊像

善称寺

せん教

文久三年癸亥四月十八日

取次少進

大仏工

康雲

箱には、善称寺の所属関係及び願主、下付された年記、取次者の氏名、製作者康雲の名前がみえる。この墨書銘は「例之通書付箱二致し上ルナリ」「木仏之箱二書附いたし」とされているものである。

以上やや繁雑になったが、木仏下付にいたる手続きや経緯について述べてきた。旧来の仏像を末寺本尊として転用する場合に於いても新規制作の場合と同様に木仏を本山へ提出してその鑑定を受け、その後、新規制作した仏像と同様の手順を経て初めて末寺本尊として安置することができるのである。但し、「御定二違ひ候」、つまり旧来の仏像の形制が本山側の規定にそぐわなかった時は渡辺康雲によって改作され、本尊として使用された。これらの手順及び御礼銀については「御免礼金並二取扱方右同様ナリ」とあるように製作または改作にかかる直接の費用を除けば、いずれの場合も同様の手順を踏み、同額の費用がかかるのである。

③ 絵画の下付

御絵料	同	一四五匁三分
御表紙料	同	一四六匁八分
同ルリ紺	同	二五五匁五分
同古手	同	二八八匁二分
附届	同	七三匁五分

(傍線は筆者)

『本願寺通記』に記した傍線部は「覚」と一致する事項である。このようにみえてくると恵琳が求めた太子・七高僧画像は、表紙がルリ紺で総金欄であったことが推測できる。しかもこの画像に掛かる費用は、六三九・九匁(一〇石)であった。

「覚」に記載の「御影料」は祖師画像についてではなく、『本願寺通記』にみられる御絵料、太子・七高僧画像の絵画制作費と解せよう。

こうして絵画類も整備されてきたが、更に祖師・善知識様之御影の下付を受けたいという希望は捨てがたく、寛政六年(一七九四)四月八日に同行衆が集まり相談した結果、資金不足の折、御礼金は四年年賦という方法を探り、九月までには今年分の分を調達し、来春早々に下付裏書の願書を提出する事になった。しかし、この年の二月に当村に地頭の頼母子講の半籤があたり、銀子一貫二百目が入手できた。この事は「偏に仏祖之御冥慮二相叶候志るしなり」として、早速に恵琳は七兵衛を伴い上京し、絵表木村宗兵衛、取次ぎ月番下間兵部卿へ願書を提出した。あわせて、国絹袈裟の下付も申請した。

本山内ではさっそく届け入れられたが、祖師・善知識の画像下付については御礼銀不足のため、残金完納後に下付されることとなった。国絹袈裟については、御免書下付を申請し、御年寄中の評定を仰いだ上、冥加金白銀一〇枚を差し出し、仮御免書を頂いた上、国絹袈裟の下付を受けた。同年一二月報恩講の時に残金を完納し、祖師・善知識

つぎに「覚」に記載された絵画類について一瞥してみたい。寺号・木仏御礼のため準備した御礼銀は、寺号御礼銀が免除となったことであって銀六〇〇目余りが残った。そこでこの銀子に専助からの借用金を足し、上宮太子画像並びに七高僧画像の下付を申請した。しかし、この時期門主が病気になる事もあって裏書(御染筆)が遅れ、ようやく五月二日に裏書が行われ、二三日に寺へ渡され、同行衆に披露された。更に恵琳が結夏(夏安居)のため上京し、学林へ出仕したため、上宮太子・七高僧画像の「御移徒」(おはたぎ)供養が延び延びになり、七月二〇日に行われた。供養は西野新田周辺の真宗寺院である浄教寺(丈六)、念照寺(同北野田)、西宝寺(南野田)、真光寺(日置荘原寺)及び池島浄慶寺(東大阪市池島)の各僧侶を呼んで執り行った。

絵画類の御礼及び諸経費についても「覚」にその細目が記述され、これら太子・七高僧画像下付にかかる経費が判明する。いま、「覚」の記述と『本願寺通記』記載の細目との比較を行えば次のようになる。

「覚」

一、太子七高僧御礼	金	五兩一步
	銀	三八七匁六分五厘
一、御影料	銀	一四五匁三分
一、金欄表具御礼	銀	八四(七)匁四分
一、御表具料	銀	二五五匁五分
一、御届	銀	一〇五匁四分
一、極印所		四匁八分
『本願寺通記』		
一、太子七高僧御礼	金	五兩一步
	銀	三八七匁七分
一、同惣金欄御礼	銀	八九匁七分

画像を下付されたのである。このようにして寛政六年に浄土真宗寺院
必須の五尊が整い、以後旭照寺は「五尊鎮座の霊場」として現在まで
法灯を保ち続けている。

絵画類の下付の手続きは木仏の場合と全く同様で、親鸞画像の場合
は絵表木村宗兵衛、取次ぎ月番下間兵部卿であった。ちなみに親鸞画
像は「御開山様」と称され、「御開山様式番形」と「御開山様三番形」
があつて御礼は前者は銀四六五匁五分、後者は四五七匁五分であつた。
以上、旭照寺の場合を見ると、まず木仏・寺号の免許を願ひ出て、
木仏・寺号の下付を受けた後、太子・七高僧画像が下付され、親鸞聖
人画像や蓮如上人画像はこれらの安置が許可された後という一定の順
序があつたことが判明した。更に推測すれば、絵伝や自影はこれら五
尊（木仏・太子画像・七高僧画像・親鸞聖人画像・蓮如上人画像）が
整つた後に安置されたと思われる。

四、まとめにかえて

旭照寺の成立について阿弥陀如来立像や『旭照寺記録』の記述をも
とにして、主に本願寺側の資料との比較を通じて見てきた。その結果、
真宗寺院が成立するにあたっては様々な手続きを経て寺が成立整備さ
れていく事が判明し、更にそれに伴う冥加金のため膨大な資金が必要
であることも明らかとなつた。

「覺」に記載される全ての金額は銀一九八三・一五匁で、米に換算
すれば、三三石弱（肥後米一石〇銀六〇・五匁）にあたる。この額は
西野新田の石高一二二石余の四分の一に相当する。このような多額の
金額が捻出された理由について考えてみたい。

近畿地方の場合、近世の村は平均的な本百姓群によって構成され、
彼等はその村の精神的な紐帯として村惣堂ともいふべきものを開創し、

更に寺請制度によって村惣堂から発展した寺院が、地域とより強い関
係で結び付いていたことが指摘されている。

この事からすれば、西野新田の開発に従事していた本百姓の精神的
紐帯の場として「西野新田会所」が成立し、その発展形態として旭照
寺が成立したと把握できる。言い換えると旭照寺の成立および整備は、
村惣堂の整備と同義であつた。以上のように考えれば、多額の金額が
寺院整備のために捻出されたことも肯首出来よう。

また、その費用の捻出は、地域の経済的な余力、つまり生産増大に
伴う余剰と不可分の関係にあつたと推測できる。

恵琳が赴任してまもない明和六年（一七六九）は麦の不作のため、
丹南藩領内の村々は二ヶ村が拝借金と夫食米（食用米）を藩主に願
い出たが、拒否された。そこで庄屋は農民と共に年貢納入を拒絶した。
いわゆる丹南藩郷中騒動である。これによって全藩域の庄屋が逮捕さ
れ、江戸へ召喚され、牢死あるいは追放の処罰を受けた。この時辛く
も一命をなげらえた井上吉右衛門は旭照寺の願主である井上専助の身
内であつた。明和から寛政年間にかけては不作・凶作が連続し、収穫
量の著しい減少を招いた。このような状況下で丹南藩郷中騒動が発生
し、願主である井上専助の親族が処罰されたのである。西野新田の
人々にとって、この当時は村惣堂の整備どころの状況ではなかつたで
あろう。

以上のようにみても、寺号や木仏が恵琳入任後二〇年以上も経
て下付を受けたのは、西野新田の歴史と無関係ではない事が考えられ
る。旭照寺の整備は、西野新田の人々がようやく安定した生活を送る
ようになったその証しであると考えられるのである。

従来、地域の寺院などに存在する仏像彫刻についての論考は、その

美術史的な評価に終始するものが多かつた。そのため、多くの室町時
代、江戸時代の仏像彫刻は銘記がありながらも、等閑視されて来たき
らがある。作品の芸術性を論じる美術史の立場からは当然で、日本
彫刻史上から見れば既に下降期に入ったこの時期の作品に積極的な評
価を見出だすのは困難である。しかし、中世以降の在銘彫刻を歴史資
料としてみた場合、地域史研究に於いてその銘記の持つ重要性は大き
いと言わねばならない。にも拘らずその多くは資料として活用されて
いなかった。今後、歴史資料として室町時代、江戸時代の在銘彫刻を
とらえる事によって、地域史研究に於いてより多くの内容が解明され
ると思われる。

今後とも新資料の調査に努め、地域史研究の発展に些かでも寄与で
きれば、望外の幸いである。

なお、末筆となりましたが、阿弥陀如来立像の調査及び『旭照寺記
録』の閲覧に際して旭照寺住職山上清明師及び御家族の方々に大変お
世話になりました。紙面を借りて厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 井上正雄『大阪府全志』大正十一年（同復刻、昭和五十一年、
清文堂出版）
- (2) 張 洋一「康雲銘の阿弥陀如来立像について―浄土真宗寺院
の歴史的一側面―」『仏教藝術』二〇一号、平成四年
- (3) 『登美丘町史』昭和二十九年 登美丘町
- (4) 『旭照寺記録』に「縁起」という題名はないが、旭照寺の縁
起にかかる部分を便宜上、縁起と仮称した。
- (5) 縁起には「慧琳」と記されているが、以下に述べる阿弥陀如
来像の鉢部背面銘や寺に残る墓碑銘には「恵琳」とあり、本稿

では、「恵琳」に統一して記述した。

- (6) 『旭照寺記録』等の解説については、本館研究員吉田豊・倉
橋昌之両氏の御教示を受けた。

- (7) 棟札は墨書面を重ねて打ち付けられていたようで、双方に釘
穴痕が認められる。各銘記は次の通り。

（棟札その一）	
寶曆八未歳	北野田村 伊兵衛
西野新田會所御棟札	同名 市兵衛
寅三月吉日	弟子 宇兵衛
（棟札その二）	
与 穰 万 歳 叶	當村庄屋 専助
	同断年寄 九郎兵衛
	當村肝煎 喜右衛門
	右同断 清兵衛

- (8) 安養寺には延享二年（一七四五）の文書が残っており、それ
によると正徳二年（一七一二）に本願寺本山より木仏寺号が下
付されたが、役所への届け出がなされず、延享二年に願ひ出た
との事である。従って、少なくとも延享二年には寺院として存
在していたことが判明する。

- (9) 元禄二年九月丹南藩条目（井上正文書『堺市史統編、第
四卷』所収）による。
- (10) 『本願寺通記』は、文化初年（一八〇四）に編集した第一
〜三冊と、明治三年（一八七〇）に鈴木穂積幸雄氏が筆記した
第四・五冊から成り、そのうちの第二・三冊は主に公儀からの

条目や質問の回答の控を記している。既に千葉乘隆氏著『真宗教団の組織と制度』(昭和五三年、同朋舎)の巻末に付録として公刊されている。またその一部を引用した書(本願寺史料研究所編『本願寺史第二巻』浄土真宗本願寺派、昭和四三年)も刊行されている。本稿での引用は主としてこれを利用した。また、特に断りのない限り本願寺本山側の史料といえはこの史料を示す。

(11) 足柄に康雲銘がある一部の阿弥陀如来立像にはこれらの銘記以外に像底部にも所在地が刻書され、その刻字部分に朱漆を充填してある。前掲拙稿においてこれは新規制作時の賞書と考えたが、このように考えれば、旧来の仏像を吟味鑑定し、更に改作を行った場合は不要であり、旭照寺像に認められないものもつづける。この点に関しては後考にまきたい。

(12) 寺号と木仏を一括して下付される場合の御礼銀は木仏寺号御礼銀が四五二匁八分五厘、附届八二匁七分、計五三五匁五分五厘である。

(13) 因みに阿弥陀如来像を新規制作する場合の仏工料は、像高によって規定されていた。『本願寺通記』によると以下の通り。

御尺 壹尺三寸 銀一九五匁
御尺 壹尺五寸 銀二一五匁
御尺 壹尺八寸 銀二七〇匁
御尺 貳尺 銀二九五匁

(14) 『高石市の仏像』(平成三年、高石市教育委員会)による。但し、ここでは「御尊像」とあるが、写真を見ると、「木仏尊像」と記されている。写真を御提供下さり、御教示を賜った神谷正弘氏に厚く御礼申し上げます。

(15) 米換算値は『近世後期における主要物価の動態』(平成元年、財団法人三井文庫)に拠った。

(16) 大桑齊『寺檀の思想』教育社歴史新書一一七、昭和五四年、教育社

(17) (安永元年)八月十九日西野新田妙光書状(井上正文書『堺市史続編第四巻』所収)に拠る。

丹南郷中騒動で江戸へ召喚された井上吉右衛門は北野田村にある本家にあたり、専助はこの分家筋に当たる。

『旭照寺記録』

(表紙)

「旭照寺記録」

(2才)

傳教大師末法燈明記云夫範衛

一如以流化者法王光宅四海以垂風者

仁王然則仁王法王互顯而化物真諦

俗諦通因而弘教所以玄籍盈乎宇

内嘉猷溢乎天下云云方今時澆季

に及べりといへとも法王運厚仁王化盛

にして四海徳沢に潤ふ伏惟吾曹多

幸にして斯聖代に遭り己に徳陰に

育しまた清化に浴す豈四支を寛て

徒に浩恩に背へけんや乎茲河州

丹南郡西野新田旭照寺八元里民の會

(2ウ)

所なりしに予當時寶曆辛巳の頃より

撰河の間に雲遊し明和丁亥の曆初而

錫を此地に留てはからざるに多少の星

霜を経たり然際去寛政の初より志願を

企檀越をさそひて此會所を一ヶの佛閣と

取結ひ本山に申請して新に五尊鎮座の靈場と

なし侍りぬ是全く利養を貪ん為にあらず偏に

仏恩国恩を報んとなり経言佛所遊履固

邑丘聚靡不蒙化天下和順日月清明風雨以

時災厲不起国豊民安兵戈無用崇徳興仁

務修礼讓文金言何そ虚からんや唯願くハ

法水海内に流溢して無窮に化し 上

聖代を福し下衆生を益し以て仏恩

国恩にこたへんことを依而始末を記する

に因て微意乃もとづく所を述と云乎

釋慧琳識

(5ウ)

のたみにとて當村二一字建立を思

立御公儀御地頭表二而八百姓立會所ト

名附土木之企無程成就し御

本尊を安置し當國當郡菅生村

安養寺法名吟諦と申僧を相招キ

入住せしむ尔時寶曆十庚辰年ト云云

是當寺開闢之来由二而候然二右吟諦

四五年之後病死二付越中国砺波郡

放寺村光嚴寺舍弟法名諦順と申

僧入住之處諦順五六年之後當國

河内村法林寺江転住二付予後住二入住

仕候

予出生ハ越中国砺波郡上河崎村

高参寺舍弟二而去寶曆十一辛巳年

(4才)

抑當寺来曆を案するに往昔

元祿十六癸未年當國丹南郡野田村

名主井上吉左衛門と申者初て此地を

踏開き公儀江言上公儀より地面

御改候而百貳拾石餘之新田として

西野新田村と名附則井上吉左衛門

別家立出し名主井上吉右衛門と号ス

且野田村より忠兵衛喜右衛門と申貳人之

者も同じく當村江立越し芝切卜号

(6才)

(6ウ)

三月御本山祖師御遠忌御法會
之節為參詣上京仕候而右御法事後
當国高安郡神立村圓教寺ハ親類
ニ候故彼方江尋來り候其節圓教寺
国元母儀病死ニ付追善經宮のた
め本国江下向仕度由に而拙僧ニ留守
居相願れ申候儘則彼処ニしはらく
致止住候同年九月圓教寺国元より
歸寺予ハ四条安養寺願により彼方江
移り法用を扶助す其翌年撰州芝生
光養寺より頼越候ニ付則彼地江移り
法用相助居候処其翌年寶曆十三年二月
之頃當寺諦順祖師御旧跡拜礼之
ため關東江下向之所存ニ付圓教寺を
以て予を招請し留守居せしめんと云
依而其請に應じて當寺江移り越し
法用相務其節當村同行中每々

(8ウ)

可被罷越段しきりに申越候間明日早
速彼方江可被參ト云云仍而翌月早々
大道村浄光寺江參り候処 浄光寺ノ云
和州廣瀬郡大場村法興寺無住ニ付
貴僧を乞入住度旨拙寺共取斗候間
何分龍田東光寺江參り委細頼り可
被申ト云云依之東光寺江參出候処委
曲相分り則大場村法興寺江趣向仕同
行に對面す右浄光寺東光寺兩僧
之執持により子細なく入寺仕候時維
寶曆十三癸未年十二月也此二四五年之
春秋を送り同行中ト法儀一味に相續
致來り候処其後明和四丁亥年八月
當寺住諦順當国河内村法林寺江
転住ニ付當村同行中拙僧を後住に
相招申度とて喜右衛門を使として

(7ウ)

當住諦順若何方江ニ而も転住せられ
候時ハ必後住ニ相招可申と堅契約有
之候同年九月諦順關東より歸寺
予ハ容木村善立寺願により彼方江
移転し法用を助く同年十一月
七晝夜御禮のため上京仕極月上旬
再神立村圓教寺江下り候処圓教寺
被申て云此頃大道浄光寺龍田東光寺
より貴僧に示談之趣有之ニ付早々

(9ウ)

厚く招請す然共大場法興寺同行
中深く止て請に應ずる事を不許
依之喜右衛門空く歸り同行中江此由申
聞候処當村同行中預而先年約諾
之趣も有之候上ハ是非後住ニ相招可
申とて再喜右衛門を以可申越之処同行
而已にてハ許諾も無覺束とて諦順
自から來り頻に招請して不止依之
大場同行中も今ハ是非なしとて許
諾則八月廿三日大場を出立當寺江

(8オ)

趣向仕候大場同行中ハ国府迄見送り
當村同行之内より喜右衛門清兵衛重兵衛
右三人国府迄出迎無恙入仕仕候
右明和四年八月廿三日入住せしより
已來五年之星霜を重ね年久しく
同行中とむつび合樂に法儀一味
に相續致來候事誠に往昔之宿縁
浅からざる因縁にこそと覺へ侍る
迄ニ候依而年來寺号木佛御願申
度志願有之に付去寛政二庚戌年十一月
右志願之趣同行中江及出言候処各々
無異議同心仍而先此段御地頭江ハ御
用之節井上專助御内意迄御親申置追而
以願書願出御添翰頂戴可仕と奉存則
御用之席を以井上專助右之趣御親申上
候所御地頭水野河内守様御家老岡田
幸之丞殿早速御領掌有之にて即席
ニ而御添翰被成下候誠ニ難有仕合ニ候
然ニ其節御地頭御陣屋におひて頼
母子御取立ニ而當所百姓中江も御頼ニ付
村方より出銀貳百目被入二月五月初会
有之候処當村江半鬮相當り則銀子
八百目相渡り候ニ付是実ニ時之幸也
と同行中打寄示合右之銀子を以て
志願之料に相立早速可願出と各々
勇立候依而同月十一日拙僧并同行

(10オ)

忠兵衛六兵衛貳人相連上京仕翌十二日
繪表木村宗兵衛取次ニ而御月番
嶋田大和守殿江願出候処御地頭御添翰
旁以御取成甚以首尾能早速御聞届
有之候且其上寺号御礼金之儀者
御用捨可被成下旨被仰聞無申計
難有仕合奉存御冥加として白銀貳枚
献上仕寺号頂戴仕同十五日歸寺仕候
木仏之儀ハ元當国菅生御坊御室
藏二年久敷御納り被為在候御木像ニ而
去天明三癸卯年四月五日御留守番浄
念寺殿堺御坊御用ニ而巡在之節
右之御木像當寺に安置可仕様にと
有之候ニ付難有存則拙僧并同所仁兵衛
藤兵衛兩人御迎ニ上り當寺江奉勸請
來り安置尊敬致來り候依而此度木仏
願御聞届有之候ニ付右御木像御供
仕 御本江山間上仏師渡邊康雲
相改 御門跡様御試檢之上
相違無之候条當寺ニ安置可仕旨被
仰出則御殿ニおゐて渡邊康雲御
下駄ニ焼印を被押候而當寺江御免被
成下候依之御木仏御供仕三月二日
歸寺仕奉安置難有遂拜禮候翌三日
先内移徒相動申候猶又 御本山より
御地頭江御返翰有之候ニ付旁以取急

(10ウ)

一
已來五年之星霜を重ね年久しく
同行中とむつび合樂に法儀一味
に相續致來候事誠に往昔之宿縁
浅からざる因縁にこそと覺へ侍る
迄ニ候依而年來寺号木佛御願申
度志願有之に付去寛政二庚戌年十一月
右志願之趣同行中江及出言候処各々
無異議同心仍而先此段御地頭江ハ御
用之節井上專助御内意迄御親申置追而
以願書願出御添翰頂戴可仕と奉存則
御用之席を以井上專助右之趣御親申上
候所御地頭水野河内守様御家老岡田
幸之丞殿早速御領掌有之にて即席
ニ而御添翰被成下候誠ニ難有仕合ニ候
然ニ其節御地頭御陣屋におひて頼
母子御取立ニ而當所百姓中江も御頼ニ付
村方より出銀貳百目被入二月五月初会
有之候処當村江半鬮相當り則銀子
八百目相渡り候ニ付是実ニ時之幸也
と同行中打寄示合右之銀子を以て
志願之料に相立早速可願出と各々
勇立候依而同月十一日拙僧并同行

(12ウ)

一
已來五年之星霜を重ね年久しく
同行中とむつび合樂に法儀一味
に相續致來候事誠に往昔之宿縁
浅からざる因縁にこそと覺へ侍る
迄ニ候依而年來寺号木佛御願申
度志願有之に付去寛政二庚戌年十一月
右志願之趣同行中江及出言候処各々
無異議同心仍而先此段御地頭江ハ御
用之節井上專助御内意迄御親申置追而
以願書願出御添翰頂戴可仕と奉存則
御用之席を以井上專助右之趣御親申上
候所御地頭水野河内守様御家老岡田
幸之丞殿早速御領掌有之にて即席
ニ而御添翰被成下候誠ニ難有仕合ニ候
然ニ其節御地頭御陣屋におひて頼
母子御取立ニ而當所百姓中江も御頼ニ付
村方より出銀貳百目被入二月五月初会
有之候処當村江半鬮相當り則銀子
八百目相渡り候ニ付是実ニ時之幸也
と同行中打寄示合右之銀子を以て
志願之料に相立早速可願出と各々
勇立候依而同月十一日拙僧并同行

(11オ)

一
已來五年之星霜を重ね年久しく
同行中とむつび合樂に法儀一味
に相續致來候事誠に往昔之宿縁
浅からざる因縁にこそと覺へ侍る
迄ニ候依而年來寺号木佛御願申
度志願有之に付去寛政二庚戌年十一月
右志願之趣同行中江及出言候処各々
無異議同心仍而先此段御地頭江ハ御
用之節井上專助御内意迄御親申置追而
以願書願出御添翰頂戴可仕と奉存則
御用之席を以井上專助右之趣御親申上
候所御地頭水野河内守様御家老岡田
幸之丞殿早速御領掌有之にて即席
ニ而御添翰被成下候誠ニ難有仕合ニ候
然ニ其節御地頭御陣屋におひて頼
母子御取立ニ而當所百姓中江も御頼ニ付
村方より出銀貳百目被入二月五月初会
有之候処當村江半鬮相當り則銀子
八百目相渡り候ニ付是実ニ時之幸也
と同行中打寄示合右之銀子を以て
志願之料に相立早速可願出と各々
勇立候依而同月十一日拙僧并同行

(13オ)

一
已來五年之星霜を重ね年久しく
同行中とむつび合樂に法儀一味
に相續致來候事誠に往昔之宿縁
浅からざる因縁にこそと覺へ侍る
迄ニ候依而年來寺号木佛御願申
度志願有之に付去寛政二庚戌年十一月
右志願之趣同行中江及出言候処各々
無異議同心仍而先此段御地頭江ハ御
用之節井上專助御内意迄御親申置追而
以願書願出御添翰頂戴可仕と奉存則
御用之席を以井上專助右之趣御親申上
候所御地頭水野河内守様御家老岡田
幸之丞殿早速御領掌有之にて即席
ニ而御添翰被成下候誠ニ難有仕合ニ候
然ニ其節御地頭御陣屋におひて頼
母子御取立ニ而當所百姓中江も御頼ニ付
村方より出銀貳百目被入二月五月初会
有之候処當村江半鬮相當り則銀子
八百目相渡り候ニ付是実ニ時之幸也
と同行中打寄示合右之銀子を以て
志願之料に相立早速可願出と各々
勇立候依而同月十一日拙僧并同行

(11ウ)

一
已來五年之星霜を重ね年久しく
同行中とむつび合樂に法儀一味
に相續致來候事誠に往昔之宿縁
浅からざる因縁にこそと覺へ侍る
迄ニ候依而年來寺号木佛御願申
度志願有之に付去寛政二庚戌年十一月
右志願之趣同行中江及出言候処各々
無異議同心仍而先此段御地頭江ハ御
用之節井上專助御内意迄御親申置追而
以願書願出御添翰頂戴可仕と奉存則
御用之席を以井上專助右之趣御親申上
候所御地頭水野河内守様御家老岡田
幸之丞殿早速御領掌有之にて即席
ニ而御添翰被成下候誠ニ難有仕合ニ候
然ニ其節御地頭御陣屋におひて頼
母子御取立ニ而當所百姓中江も御頼ニ付
村方より出銀貳百目被入二月五月初会
有之候処當村江半鬮相當り則銀子
八百目相渡り候ニ付是実ニ時之幸也
と同行中打寄示合右之銀子を以て
志願之料に相立早速可願出と各々
勇立候依而同月十一日拙僧并同行

(12オ)

一
已來五年之星霜を重ね年久しく
同行中とむつび合樂に法儀一味
に相續致來候事誠に往昔之宿縁
浅からざる因縁にこそと覺へ侍る
迄ニ候依而年來寺号木佛御願申
度志願有之に付去寛政二庚戌年十一月
右志願之趣同行中江及出言候処各々
無異議同心仍而先此段御地頭江ハ御
用之節井上專助御内意迄御親申置追而
以願書願出御添翰頂戴可仕と奉存則
御用之席を以井上專助右之趣御親申上
候所御地頭水野河内守様御家老岡田
幸之丞殿早速御領掌有之にて即席
ニ而御添翰被成下候誠ニ難有仕合ニ候
然ニ其節御地頭御陣屋におひて頼
母子御取立ニ而當所百姓中江も御頼ニ付
村方より出銀貳百目被入二月五月初会
有之候処當村江半鬮相當り則銀子
八百目相渡り候ニ付是実ニ時之幸也
と同行中打寄示合右之銀子を以て
志願之料に相立早速可願出と各々
勇立候依而同月十一日拙僧并同行

(13ウ)

一
已來五年之星霜を重ね年久しく
同行中とむつび合樂に法儀一味
に相續致來候事誠に往昔之宿縁
浅からざる因縁にこそと覺へ侍る
迄ニ候依而年來寺号木佛御願申
度志願有之に付去寛政二庚戌年十一月
右志願之趣同行中江及出言候処各々
無異議同心仍而先此段御地頭江ハ御
用之節井上專助御内意迄御親申置追而
以願書願出御添翰頂戴可仕と奉存則
御用之席を以井上專助右之趣御親申上
候所御地頭水野河内守様御家老岡田
幸之丞殿早速御領掌有之にて即席
ニ而御添翰被成下候誠ニ難有仕合ニ候
然ニ其節御地頭御陣屋におひて頼
母子御取立ニ而當所百姓中江も御頼ニ付
村方より出銀貳百目被入二月五月初会
有之候処當村江半鬮相當り則銀子
八百目相渡り候ニ付是実ニ時之幸也
と同行中打寄示合右之銀子を以て
志願之料に相立早速可願出と各々
勇立候依而同月十一日拙僧并同行

(14才)

同月六日拙僧并專助御地頭江御礼ニ罷上リ御返翰差上候首尾克御礼相濟歸寺仕候而年来之願望無指際成就致候段偏ニ仏祖之御冥助と難有奉存歎喜踊躍無申計候

(16才)

望ハ不尽之理りにて猶此上何卒祖師善知識様之御影を奉願賑々敷五尊鎮座之靈場と成し奉らはやと志願深重にして不得止寛政六甲寅年正月八日同行中集會せしめ及示談候処各々実もと同心有之其座におゐて御冥加銀出精に記帳尤四ヶ年之年賦其内當年之分九月迄ニ取立来春早々願込可致と示談相聞し候

(14ウ)

成下候ニよりはからざるに銀子六百目餘過銀ニ相成候ニ付何卒太子七高僧御願申度と存附專助方より銀子借用仕右過銀ニ相足シ候而御礼銀都合調達仕奉願上候処早速御免被成下候尤其節 御門跡様御不例故御染筆御延引ニ而五月廿一日御裏御染筆被為成下候難有奉存廿三日歸寺仕同行中江及披露候當年拙僧学林續籍に而結夏仕候ニ付又々上京仕六月下旬学林自恣相濟シ歸寺仕候依七月廿日淨教寺念照寺西宝寺真光寺池嶋淨慶寺等請待いたし御移徒供養為執行折節快天ニ而繁昌仕無故障相勤満足ニ存候

(16ウ)

其年二月五日右件之御地頭頼母子會有之候処又々當村江半鬮上り候而銀子壹貫貳百目相渡り候ニ付村方同行中申合候ハ先年寺号木仏願望申出候節半鬮相當り其上此回又候右半鬮上り候事ハ誠ニ不思議之至り是偏に 仏祖之御冥慮ニ相叶候しるしなりと各々難有大悦仕急々思立同十一日夜舟ニ而拙僧并同行七兵衛上京仕翌十二日繪表木村宗兵衛取次御月番下間兵部卿殿江願出候其節國絹袷姿も同時ニ御願申上候処早速御聞届有之候尤御影様之儀ハ御礼金不足ニ付追而殘金上納仕候節御箱頂戴可仕段願上國袷姿之儀ハ此度御免書頂戴仕度と奉願上候処御年寄中御評定之上御聞届被成

(15才)

前來重々之願望にて是迄在家同様之會所を一寺と取立寺号木仏并太子七高僧迄奉請仕朝夕拝礼仕候事誠に身ニ過たる満足無申計悦居候然ニ一生ハ尽るといへとも希

(15ウ)

(17ウ)

極印所 四匁八分
自剃刀御礼 銀百五拾目
御届 銀四拾六匁五分
極印所 貳匁
血誓料 拾匁五分

(18才)

下則為御冥加白銀拾枚差上仮御免書頂戴仕候而同廿三日夜歸寺仕候同廿四日村方江及披露候翌廿五日御供物講豊講右而御講先達而日割相當り有之候ニテ右御講相勤申候則國絹袷姿之衣鉢ニ而出勤仕候同年十一月御正忌之節右御影様御礼殘銀上納仕御箱頂戴仕歸寺致候

(20ウ)

御本山証文之写
河内国丹南郡西野新田旭照寺惠琳儀
本願寺御門跡末流紛無御座候間宗旨
判形等無相違被仰付可被下候為後證如件

(19才)

一 木仏御礼 金五両貳歩
一 寺号御礼 銀貳百四拾壹匁
一 御届(之)銀 百拾六匁六分
一 極印所 貳匁五分
一 古仏改料 銀五拾九匁
一 貳重 銀貳拾壹匁

(22才)

寛政六甲寅年六月 本願寺御門跡内
水野監物様御内 岡田幸之丞殿

(19ウ)

一 御影料 銀百四拾五匁三分
一 金欄表具御礼 銀八拾四匁四分
一 御表具料 銀貳百五拾五匁五分
一 御届 銀百五匁四分

旭照寺沿革略史

元禄一六 一七〇三 井上吉左衛門が西野新田を開発する
享保年間 一七六〇 僧旭照、西野新田に移住する
享保一九 一七三四 五月十六日、旭照病死
宝曆 八 一七五八 井上專助ら、僧旭照追善のため「百姓立会所」として当地に一字を建立
宝曆 十 一七六〇 吟詠を住僧とする
一一 一七六一 本願寺本山にて行われた祖師五百年忌の法要に惠琳参加の後、河内高安郡神立村円教寺に

(20才)

一 御影料 銀百四拾五匁三分
一 金欄表具御礼 銀八拾四匁四分
一 御表具料 銀貳百五拾五匁五分
一 御届 銀百五匁四分

赴任、後に河内四条安養寺赴任	一二	一七六二
惠琳、撰津芝生光養寺赴任	一三	一七六三
吟詠、病死か		
諦順、西野新田会所(旭照寺)に赴任か		
二月、惠琳は留守居として旭照寺に赴く		
二月、惠琳和州広瀬郡大場村法興寺に赴任		
惠琳、西野新田会所(旭照寺)に再度赴く	明和	四
丹南藩郷中騒動おこる	六	一七六九
井上吉左衛門、江戸につめ、この年末に帰村	安永	元
井上吉左衛門死去	四	一七七五
木仏安置	天明	三
井上吉左衛門供養のため、迎え地藏建立	寛政	元
寺号と上宮太子画像、浄土七高僧画像を安置	二	一七九〇
親鸞聖人画像、蓮如上人画像を下付	六	一七九四
これ以降に『旭照寺記録』作成されるか	六	一七九四
九月十八日、惠琳示寂(寺の墓碑名による)	一二	一八〇〇

(追記)

脱稿後、倉橋昌之氏より「当国菅生御坊」は「当国萱振御坊」の誤写ではないかとの指摘を受けた。萱振御坊とは、河内国八尾萱振(現八尾市萱振)にある大徳山惠光寺である。惠光寺は、明応・文明年間の開創と伝え、慶長一七年(一六一二)以降には、西本願寺懸所として発展した寺院である。

貞享二年(一六八五)、惠光寺第七世一行は東本願寺末に転派し、撰津平野郷町(現大阪市平野区)に慧光寺(平野御坊)を建立したため、明治一三年(一八八〇)までは無住の状態であった。そのため、萱振御坊の執務は、御留守番である枚方浄念寺が携わっていた。

従って、「御留守番浄念寺」が、旭照寺の本尊移安に関わっていることからして「当国菅生御坊」は「当国萱振御坊」の誤写である可能性は高いと思われる。

しかし、寺号下付については、萱振御坊が若江・河内両郡の触頭寺院であったのに対し、堺御坊は撰河泉の触頭寺院であって、堺御坊がより広い地域を掌握していたことが伺える。旭照寺の所在は河内国丹南郡西野新田であるため、寺号下付に関する本末関係については、本文で述べた通り、本願寺本山―堺御坊―旭照寺の関係を維持していたものと考えられる。

以上、訂正補記するとともに、関連事項を見落としていた不明を深く謝したい。

堺市博物館所蔵

「月次風俗諸職図屏風」について

井溪 明

近世におけるさまざまなジャンルの絵画のなかで、とりわけ風俗画の占める割合と位置はきわめて大きなものがある。それらの風俗画は、一般的に遊樂的要素を含んだものと、職業的要素すなわち日々の生業の様子を加えたものにおおむね大別できる。そして両者が渾然とした作例には、例えば京都を描いた各種の洛中洛外図があり、さらに大坂や江戸といった都市(名所)を描いた絵画などにもまさに町の景として二要素が取り込まれるかたちで描かれる諸例を散見しうるであろう。さらにこれらの作例には四季を中心とした季節的事象も併せて描き込まれていることも多数見てとれよう。ここに紹介する本館所蔵の「月次風俗諸職図屏風」は、これらの要素があまりとこまかくなくとりこまれた、いわば都市における一年を通した様々な事象が集大成されたかのような作品であり、管見の及ぶ限りでは極めて珍しい作例と考えられる。本稿はその紹介とあわせて若干の私見を試みようとするものである。

まず本屏風の名称についてふれておくと、通常この種の作品は「月次風俗図」として位置付けられ、また総括的にそのように呼ばれる場合がほとんどである。当館でも当初はそのようなように呼称していたが、こまかく観察するにおよんで改めてその名称が、後段で詳述するように

作画内容全体を表わす上で不十分であると思われるので、表題のように本名称に変更したものである。

作品全体は六曲屏風一双をなしており、法量は各縦七九・四糎、横二三・五・八糎で中屏風の範ちゅうに入る作品である。紙本着色で、道路には薄く金泥が引かれている(ただしこの金泥は、諸物を描いた後に塗り込められるものである)。紙面は紙幅約三六糎の間合紙を三段継ぎにしている。詳しい伝来は不明であるが、前所有者によると京都市中の商家から出たものという。

画面は左右隻ともそれぞれ上下二段に区切られ、右隻上段右から二扇ずつの割で一月から三月、下段は四月から六月まで、左隻上段七月から九月、下段十月から十二月で終わるといふ、言わば一年間の様々な事象をその時々々の行事や風俗を取り交ぜて表徴させた作品と言える。なお筆者を比定させるような落款や印章は見出しえない。

つきに画面全体にびっしりと描き込まれた事象をおおざっぱに整理分類しておくこと次の通りである。ただし判別不可能な種類や事象も少なくないが、これらについては今後の課題としていきたい。

◇人物数

男性五一四人、女性一四〇人、子供三二人、合計九七五人

・内訳(判別可能な人物のみ)

何等かの商売にかかわる者一二四人(全て男)、

職人の類八〇人(男六九、女一一)、

大道芸など六八人(男五六、女八、子供四)、

武家五〇人、

僧侶二四人

◇職種(判別可能なもの)

・店舗数四三、